



# 島根県報

平成26年3月11日（火）

号外第23号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第135号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県道	松江木次線	雲南市大東町大東1579番1地先から同町飯田655番1地先まで	前	メートル 8.50～40.00	メートル 2,404.00	雲南県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 街路事業 拡幅及び減幅 ダブルウェイ Bの延伸	
		雲南市大東町大東1191番2地先から同町飯田655番1地先まで		B			20.50～75.00
		雲南市大東町大東1579番1地先から同町飯田655番1地先まで	後	A	8.50～40.00		2,404.00
				B	10.60～75.00		2,113.00
〃	横田多里線	仁多郡奥出雲町中村1691番1地先から同1683番地先まで	前	3.30～8.10	460.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所  道路改良工事 拡幅	
		後	8.50～26.00	460.00			
〃	熱田インター線	浜田市熱田町511番1地先から同町194番1地先まで	前	33.00～101.40	238.60	浜田県土整備事務所  道路改良工事 拡幅	
		後	38.50～107.80	238.60			

## 島根県告示第136号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	雲南市大東町大東1319番14地先から同2427番1地先まで	メートル 285.80	平成26年 3月26日	雲南県土整備事務所	